

別府市上下水道局工事現場環境改善実施要領

制定 令和 6 年 3 月 2 9 日

別府市上下水道局告示第 1 8 号

（目的）

第 1 条 この要領は、次条に規定する対象工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方の取組みを定め、計画的に工事を履行することにより、工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事及び現場の創造に努めることを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この要領の対象は、別府市上下水道局が発注する全ての工事とする。ただし、災害復旧工事及び維持工事等緊急を要する場合は除く。

（取組内容）

第 3 条 土日・深夜勤務等を抑制するために、次の各号の取組みを設定し、工事現場環境の改善を行う。

（1）標準項目

- ア 依頼日・時間・期限に関する事
- イ 会議・打合せに関する事
- ウ 業務時間外の連絡に関する事

（2）追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定する。

（実施方法）

第 4 条 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、前条に規定する取組みは、柔軟性をもって行うものとする。

2 工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、前条の取組みを行うものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。